

2019年4月25日

定期性預金をご利用のお客さま 各位

両備信用組合

「定期性預金規定」の一部改定について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当組合では、2019年5月7日（火）より、定期性預金規定の一部について、下記の通り、定期預金の中途解約利率について「小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。」等を明記する改定を行いますので、お知らせ致します。

なお、このお取扱いは、すでにお取引いただいているお客さまにも適用となります。

記

定期性預金規定の改定日 2019年5月7日（火）

定期性預金規定の改定内容

改定後	改定前
<p>定期性預金規定</p> <p>期日指定定期預金規定</p> <p>1. (預金の支払時期等)</p> <p><b>省略</b></p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)~(2) <b>省略</b></p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満…2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%</p>	<p>定期性預金規定</p> <p>期日指定定期預金規定</p> <p>1. (預金の支払時期等)</p> <p><b>省略</b></p> <p>2. (利息)</p> <p>(1)~(2) <b>省略</b></p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満…2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%</p>

<p>⑤ 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>3. (一部解約)</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">自動継続期日指定定期預金規定</p> <p>1. (自動継続)</p> <p>省略</p> <p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>省略</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(5) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満…2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%</p> <p>(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>4. (一部解約)</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>I 単利型用規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p>	<p>⑥ 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>3. (一部解約)</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">自動継続期日指定定期預金規定</p> <p>1. (自動継続)</p> <p>省略</p> <p>2. (預金の支払時期等)</p> <p>省略</p> <p>3. (利息)</p> <p>(1) ~ (4) 省略</p> <p>(5) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満…2年以上利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満…2年以上利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満…2年以上利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満…2年以上利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満…2年以上利率×90%</p> <p>(6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>4. (一部解約)</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>I 単利型用規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p>
--	---

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。

「ただし、」以降の記載を削除します。

- A 6か月未満…解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……約定利率×20%
- C 1年以上2年未満……約定利率×30%
- D 2年以上3年未満……約定利率×40%
- E 3年以上4年未満……約定利率×50%
- F 4年以上5年未満……約定利率×60%

「ただし、」以降の記載を削除します。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (中間利息定期預金)

省略

II 複利型用規定

1. (利息)

(1) ~ (2) 省略

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- A 6か月未満…解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……約定利率×20%
- C 1年以上2年未満……約定利率×30%
- D 2年以上3年未満……約定利率×40%

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

- A 6か月未満…解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……約定利率×20%
- C 1年以上2年未満……約定利率×30%
- D 2年以上3年未満……約定利率×40%
- E 3年以上4年未満……約定利率×50%
- F 4年以上5年未満……約定利率×60%

ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間および解約時点での金額に応じて預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

2. (中間利息定期預金)

省略

II 複利型用規定

1. (利息)

(1) ~ (2) 省略

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- A 6か月未満…解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満……約定利率×20%
- C 1年以上2年未満……約定利率×30%
- D 2年以上3年未満……約定利率×40%
- E 3年以上4年未満……約定利率×50%

<p>E 3年以上4年未満……約定利率×50%</p> <p>F 4年以上5年未満……約定利率×60%</p> <p><u>「ただし、」以降の記載を削除します。</u></p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">自動継続自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>1.（自動継続）</p> <p style="text-align: center;"><b>省略</b></p> <p>I 単利型用規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p><u>「ただし、」以降の記載を削除します。</u></p> <p>A. 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×20%</p> <p>C. 1年以上2年未満……約定利率×30%</p> <p>D. 2年以上3年未満……約定利率×40%</p> <p>E. 3年以上4年未満……約定利率×50%</p> <p>F. 4年以上5年未満……約定利率×60%</p> <p><u>「ただし、」以降の記載を削除します。</u></p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>2.（中間利息定期預金）</p>	<p>F 4年以上5年未満……約定利率×60%</p> <p>ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間および解約時点での金額に応じて預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">自動継続自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>1.（自動継続）</p> <p style="text-align: center;"><b>省略</b></p> <p>I 単利型用規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>A. 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×20%</p> <p>C. 1年以上2年未満……約定利率×30%</p> <p>D. 2年以上3年未満……約定利率×40%</p> <p>E. 3年以上4年未満……約定利率×50%</p> <p>F. 4年以上5年未満……約定利率×60%</p> <p>ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間および解約時点での金額に応じて預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>2.（中間利息定期預金）</p>
--	---

<p>E 3年以上4年未満……約定利率×50%</p> <p>F 4年以上5年未満……約定利率×60%</p> <p><u>「ただし、」以降の記載を削除します。</u></p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">自動継続自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>1.（自動継続）</p> <p style="text-align: center;"><b>省略</b></p> <p>I 単利型用規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p><u>「ただし、」以降の記載を削除します。</u></p> <p>A. 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×20%</p> <p>C. 1年以上2年未満……約定利率×30%</p> <p>D. 2年以上3年未満……約定利率×40%</p> <p>E. 3年以上4年未満……約定利率×50%</p> <p>F. 4年以上5年未満……約定利率×60%</p> <p><u>「ただし、」以降の記載を削除します。</u></p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>2.（中間利息定期預金）</p>	<p>F 4年以上5年未満……約定利率×60%</p> <p>ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間および解約時点での金額に応じて預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">自動継続自由金利型定期預金（M型）規定</p> <p>1.（自動継続）</p> <p style="text-align: center;"><b>省略</b></p> <p>I 単利型用規定</p> <p>1.（利息）</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下、同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>A. 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×20%</p> <p>C. 1年以上2年未満……約定利率×30%</p> <p>D. 2年以上3年未満……約定利率×40%</p> <p>E. 3年以上4年未満……約定利率×50%</p> <p>F. 4年以上5年未満……約定利率×60%</p> <p>ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間および解約時点での金額に応じて預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。</p> <p>(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>2.（中間利息定期預金）</p>
--	---

<p style="text-align: center;"><b>省略</b></p> <p>II 複利型用規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) <b>省略</b></p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>A. 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×20%</p> <p>C. 1年以上2年未満……約定利率×30%</p> <p>D. 2年以上3年未満……約定利率×40%</p> <p>E. 3年以上4年未満……約定利率×50%</p> <p>F. 4年以上5年未満……約定利率×60%</p> <p style="text-align: center;"><u>「ただし、」以降の記載を削除します。</u></p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">自由金利型定期預金規定（大口定期預金）</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) <b>省略</b></p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;"><u>「ただし、」以降の記載を削除します。</u></p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（ただし、Cの算式により計算した利率</p>	<p style="text-align: center;"><b>省略</b></p> <p>II 複利型用規定</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) <b>省略</b></p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>A. 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 6か月以上1年未満……約定利率×20%</p> <p>C. 1年以上2年未満……約定利率×30%</p> <p>D. 2年以上3年未満……約定利率×40%</p> <p>E. 3年以上4年未満……約定利率×50%</p> <p>F. 4年以上5年未満……約定利率×60%</p> <p>ただし、預入日から解約日までの預入期間が6か月以上のものについて、預入日から解約日までの預入期間および解約時点での金額に応じて預入日における店頭表示利率に90%を乗じた利率を上回らないものとします。</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">自由金利型定期預金規定（大口定期預金）</p> <p>1. (利息)</p> <p>(1) ~ (2) <b>省略</b></p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利</p>

が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率-約定利率×30%

C. 約定利率- $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率-約定利率×30%

B. 約定利率- $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$

預入日数

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)

1. (自動継続)

省略

2. (利息)

(1) ~ (3) 省略

(4) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率((小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。))によって計算し、この預金とともに支払います。

「ただし、」以降の記載を削除します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(ただし、Cの算式により計算した利率

率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率-約定利率×30%

C. 約定利率- $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率-約定利率×30%

B. 約定利率- $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$

預入日数

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)

1. (自動継続)

省略

2. (利息)

(1) ~ (3) 省略

(4) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が多額ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC(BおよびCの算式により計算した利

が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

- A. 解約日における普通預金の利率
- B. 約定利率-約定利率×30%
- C. 約定利率- $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

- A. 約定利率-約定利率×30%
- B. 約定利率- $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$

預入日数

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

変動金定期預金規定

1. (利率の変更)

**省略**

2. (利息)

I 単利型

(1)~ (2) **省略**

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額

率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、最も低い利率。

- A. 解約日における普通預金の利率
- B. 約定利率-約定利率×30%
- C. 約定利率- $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$

預入日数

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書(通帳)記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率。

- A. 約定利率-約定利率×30%
- B. 約定利率- $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$

預入日数

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以上

変動金定期預金規定

1. (利率の変更)

**省略**

2. (利息)

I 単利型

(1)~ (2) **省略**

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日

額ならびに解約日まで経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。

**「この場合、」以下の条文を削除します。**

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月以上1年未満…約定利率×50%
- b. 1年以上3年未満…約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月以上1年未満…約定利率×40%
- b. 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%
- c. 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%
- d. 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%
- e. 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

**II 複利型**

(1) ～ (2) 省略

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満…解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満…約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上

の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月以上1年未満…約定利率×50%
- b. 1年以上3年未満…約定利率×70%

B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月以上1年未満…約定利率×40%
- b. 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%
- c. 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%
- d. 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%
- e. 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

**II 複利型**

(1) ～ (2) 省略

(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

- ① 6か月未満…解約日における普通預金の利率
- ② 6か月以上1年未満…約定利率×40%
- ③ 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%
- ④ 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%
- ⑤ 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%
- ⑥ 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

以 上



<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期預金規定</p> <p>1. (自動継続)</p> <p>省略</p> <p>2. (利率の変更)</p> <p>省略</p> <p>3. (利息)</p> <p>I 単利型</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（<u>小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。</p> <p><u>「この場合、」以下の条文を削除します。</u></p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 6か月以上1年未満…約定利率×50%</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 1年以上3年未満…約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 6か月以上1年未満…約定利率×40%</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%</p> <p style="margin-left: 20px;">d. 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%</p> <p style="margin-left: 20px;">e. 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%</p>	<p style="text-align: center;">自動継続変動金利定期預金規定</p> <p>1. (自動継続)</p> <p>省略</p> <p>2. (利率の変更)</p> <p>省略</p> <p>3. (利息)</p> <p>I 単利型</p> <p>(1) ~ (2) 省略</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>① 預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の1年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 6か月以上1年未満…約定利率×50%</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 1年以上3年未満…約定利率×70%</p> <p>B. 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p style="margin-left: 20px;">a. 6か月以上1年未満…約定利率×40%</p> <p style="margin-left: 20px;">b. 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%</p> <p style="margin-left: 20px;">c. 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%</p> <p style="margin-left: 20px;">d. 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%</p> <p style="margin-left: 20px;">e. 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%</p>
--	--

<p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>II 複利型</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">積立定期預金規定</p> <p>1. (預入れの期限等)</p> <p style="text-align: center;"><b>省略</b></p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および定期預金・通知預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、解約日における普通預金の利率を下限とします。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満…上記(1)の適用利率×50%</p> <p>③ 1か月以上3年未満…上記(1)の適用利率×70%</p>	<p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p>II 複利型</p> <p>(1) ～(2) 省略</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満……約定利率×40%</p> <p>③ 1年以上1年6か月未満…約定利率×50%</p> <p>④ 1年6か月以上2年未満…約定利率×60%</p> <p>⑤ 2年以上2年6か月未満…約定利率×70%</p> <p>⑥ 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%</p> <p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">積立定期預金規定</p> <p>1. (預入れの期限等)</p> <p style="text-align: center;"><b>省略</b></p> <p>2. (利息)</p> <p>(1) ～ (2) 省略</p> <p>(3) 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合、および定期預金共通規定第4条第2項の規定により解約する場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>① 6か月未満…解約日における普通預金の利率</p> <p>② 6か月以上1年未満…上記(1)の適用利率×50%</p> <p>③ 1か月以上3年未満…上記(1)の適用利率×70%</p>
---	---

<p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. (掛金の払込み) <b>省略</b></p> <p>2. (証券類の受入れ) <b>省略</b></p> <p>3. (給付契約金の支払時期) <b>省略</b></p> <p>4. (払込みの遅延) <b>省略</b></p> <p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) <b>省略</b></p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算いたします。</p> <p>① この積金の契約期間中に明細記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ 上記①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。</p> <p>A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。</p> <p style="text-align: center;">解約日における普通預金利率</p> <p>B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。</p> <p>約定年利回×60% (小数点第4位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)</p> <p>④ この計算の単位は100円とします。</p> <p>6. (先払割引金の計算等) <b>省略</b></p>	<p style="text-align: center;">定期積金規定</p> <p>1. (掛金の払込み) <b>省略</b></p> <p>2. (証券類の受入れ) <b>省略</b></p> <p>3. (給付契約金の支払時期) <b>省略</b></p> <p>4. (払込みの遅延) <b>省略</b></p> <p>5. (給付補填金等の計算)</p> <p>(1) <b>省略</b></p> <p>(2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算いたします。</p> <p>① この積金の契約期間中に明細記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>② 当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。</p> <p>③ 上記①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。</p> <p>A. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年未満のもの。</p> <p style="text-align: center;">解約日における普通預金利率</p> <p>B. 初回払込日から①の場合は満期日、②の場合は解約日までの期間が1年以上のもの。</p> <p>約定年利回×60% (小数点第3位以下は切捨て、この計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は普通預金利率とします。)</p> <p>④ この計算の単位は100円とします。</p> <p>6. (先払割引金の計算等) <b>省略</b></p>

<p>7. (満期日以後の利息)  <b>省略</b></p> <p>8. (反社会的勢力との取引拒絶)  <b>省略</b></p> <p>9. (解約)  <b>省略</b></p> <p>10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)  <b>省略</b></p> <p>11. (成年後見人等の届出)  <b>省略</b></p> <p>12. (印鑑照合)  省略</p> <p>13. (譲渡、質入れの禁止)  省略</p> <p>14. (保険事故発生時における積金者からの相殺)  省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">通知預金規定  <b>変更ありません。</b></p> <p>盗取された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補填  ならびに本人確認の取扱に関する特約  <b>変更ありません。</b></p>	<p>7. (満期日以後の利息)  <b>省略</b></p> <p>8. (反社会的勢力との取引拒絶)  <b>省略</b></p> <p>9. (解約)  <b>省略</b></p> <p>10. (届出事項の変更、通帳の再発行等)  <b>省略</b></p> <p>11. (成年後見人等の届出)  省略</p> <p>12. (印鑑照合)  省略</p> <p>13. (譲渡、質入れの禁止)  省略</p> <p>14. (保険事故発生時における積金者からの相殺)  省略</p> <p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">通知預金規定  <b>変更ありません。</b></p> <p>盗取された通帳等を用いた預金の払戻しによる被害の補填  ならびに本人確認の取扱に関する特約  <b>変更ありません。</b></p>
--	---